

MIRACLE LINUX サポート・サービスを開始する前に、必ずお読みください

MIRACLE LINUX サポート・サービス 契約条項

(「MIRACLE FailSafe/MIRACLE LINUX HA サポート」製品用追加変更事項)

お客様（以下、「甲」という。）とサイバートラスト株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲が乙に提出する乙所定の「MIRACLE CLUSTERPRO サポート購入申込書」（以下、「購入申込書」という。）記載の乙ソフトウェア製品（以下、「本対象製品」という。）のために、乙が甲に提供する有償サポートについて、以下の通り業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。なお、甲の名称は、購入申込書に甲が記入した通りとする。

第 1 章 総則

(原契約)

第 1 条 本契約条項で特に定めたものを除き、用語の定義を含め全て「MIRACLE LINUX サポート・サービス 契約条項」（原契約）による。

(MIRACLE FailSafe/MIRACLE LINUX HA サポート)

第 2 条 MMIRACLE FailSafe サポート/MIRACLE LINUX HA サポートとは、年間サポートのうち、アップデート・サポートを含むプロダクト・サポートの提供に加えて、MIRACLE FailSafe 基本機能の操作方法、設定に関するお問い合わせから、MIRACLE FailSafe システム障害発生時のログ解析が含まれます。本サポート対象製品のインストール方法・使用方法・不具合に関する問題で、本サービス対象製品に同梱された情報、乙のインターネットホームページに記載されている情報では解決できない事項について、電話、ファックス、電子メール等の方法により乙が甲に提供するサービスをいい、その詳細については本サポート標準において定めるものとする。ただし、障害調査の対象となるものは乙が提供する本サポート対象製品に含まれている範囲とし、甲作成のアプリケーションや他社製品の調査は行わないものとする。

(年間サポートの有効期間)

第 3 条 年間サポートの有効期間は、原契約第 10 条の定めには拘らず、甲の購入申込書記載の製品に含まれるサポート期間とする。同期間中、甲及び乙は本契約に別段の定めがある場合を除

いて途中解約できないものとする。

2. 次回更新時の本サポートについて、本契約の更新に関する意思確認のため、乙は甲に対し、期間満了日の60日前までに案内書を送付するものとする。なお、甲がその全部又は一部の中
止を望む旨を前年度の期間満了日の30日前までに書面で乙に通知した場合は、契約が終了す
るものとする。

(年間サポートの中途料金)

第4条 本サポート部分に相当する料金を契約期間(サポート月数)で除して算出した月額(以
下「月額料金」という)に実際のサポート月数を乗じた金額をもって、年間サポート料金とす
る。

以上

*本契約条項は2017年10月現在のものであり、記載されている内容は予告なく変更する
場合がある。